



2025年3月28日

各 位

会 社 名 木 徳 神 糧 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鎌 田 慶 彦
(コ ー ド 番 号 : 2 7 0 0)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
管 理 部 門 統 括 稲 垣 英 樹
電 話 番 号 0 3 - 3 2 3 3 - 5 1 2 1

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2025年3月27日、関東財務局に提出いたしました2024年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は2024年12月期の決算業務において、棚卸資産の帳簿価額と実際残高との間に多額の差異があることについて会計監査人より指摘を受けたことを契機として社内調査を行った結果、棚卸資産に関する在庫金額の誤りによる棚卸資産の過大計上と、これに伴う売上原価の過少計上が判明いたしました。

当社において、以下のとおり信頼性のある財務報告を実現するための内部統制が有効に機能しておりませんでした。

- (1) 棚卸資産に関連する業務手順書、マニュアルの整備が不十分であり、また確認者・承認者による適正なチェック・運用体制が十分に機能しておりませんでした。
- (2) 在庫単価の比較分析により異常値を発見すべきところ、実施された在庫単価の比較分析に不十分な点があり、異常な数値を十分に捕捉できる運用になっておりませんでした。

以上から、棚卸資産プロセスにおける内部統制において不備があったと判断し、これらの不備の財務報告に与える重要性を鑑み、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

当事業年度末日までに当該内部統制の不備が是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が当事業年度末日後となったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき内部統制の不備を改善するために、当社グループの内部統制の強化、徹底を行うとともに、関連部署においての在庫単価の比較分析の実施に加え、作業者と承認者の分離及び承認者による承認手続きの強化等の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて反映しており、当事業年度の連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上